第５　技能労務職員関係

１　技能労務職員と給与条例

地方公務員法第５７条に規定する「単純な労務に雇用される者」については、その職務と責任の特殊性に基づき、地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第５項において準用する地方公営企業法第３８条及び第３９条の規定により、給与決定の条例主義等について定めた地方公務員法第２４条及び第２５条の規定は適用しないこととされ、その給与については、「給与の種類及び基準」のみを条例で定め、その額及び支給方法については、任命権者の規則又は規程で定めることとされている。

地方公務員法
第５７条
地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第５項
地方公営企業法
第３８条
第３９条

このことから、給与条例第２５条においては、技能労務職員に支給する給与の種類を次に掲げる給与とし、また、その額及び支給方法について、技能労務職員及び企業職員以外の職員（以下「一般職員」という。）の給与の額及び支給方法を基準とし、その職務と責任の特殊性を考慮して任命権者が別に定めることとしている。

条例第２５条

（１）給料（給料の調整額を含む。）
（２）扶養手当
（３）地域手当
（４）住居手当
（５）通勤手当
（６）単身赴任手当
（７）特殊勤務手当
（８）特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）
（９）時間外勤務手当
(10) 休日勤務手当
(11) 夜間勤務手当
(12) 宿日直手当
(13) 期末手当
(14) 勤勉手当
(15) 寒冷地手当
(16) 災害派遣手当

２　技能労務職員の範囲

技能労務職員の範囲については、従前は、「単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令（昭和２６年政令第２５号)」に規定するところによっていたが、同政令は地方公務員法附則第２１項の規定が削除されたことにより、昭和２７年９月３０日をもって失効した。

しかし、今日に至るまで同政令に代わるべきものが定められておらず、地方公務員法改正の経緯等から、技能労務職員の範囲は、同政令の定めるところによると解して差し支えないとされている。

（参　考）

単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令（昭和２６年政令第２５号）

地方公務員法附則第２１項に規定する単純な労務に雇用される職員とは、一般職に属する地方公務員で左（次）の各号の一に掲げる者の行う労務を行うもののうち技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者をいう。

１　守衛、給仕、小使、運搬夫及び雑役夫
２　土木工夫、林業夫、農夫、牧夫、園丁及び動物飼育人
３　清掃夫、と殺夫及び葬儀夫
４　消毒夫及び防疫夫
５　船夫及び水夫
６　炊事夫、洗たく夫及び理髪夫
７　大工、左官、石工、電工、営繕工、配管工及びとび作業員
８　電話交換手、昇降機手、自動車運転手、機械操作手及び火夫
９　青写真工、印刷工、製本工、模型工、紡織工、製材工、木工及び鉄工
１０　熔接工、塗装工、旋盤工、仕上組立工及び修理工
１１　前各号に掲げる者を除く外、これらの者に類する者

なお、本県職員の職で技能労務職員の職としてとらえられる職及びその職務の内容は、次のとおりである。

職名			職務の内容
知事部局	教育委員会	警察本部	
主事（事務補）	主事（事務補）	事務員	上司の命を受け、軽易な事務の補助的業務に従事する。
技師（運転技術）	技師（運転技術）	技術員	上司の命を受け、自動車等の運転業務に従事する。
技師（電話交換）		電話交換員	上司の命を受け、電話等の通信業務に従事する。
巡視長			上司の命を受け、庁舎内外の警備等の業務を処理し、技師（巡視）を指揮監督する。
技師（巡視）	技師（巡視）		上司の命を受け、庁舎内外の警備等の業務に従事する。
技師（庁務）	技師（庁務）	業務員	上司の命を受け、使役等の労務に従事する。
技師（甲板業務）	技師（甲板業務）		上司の命を受け、船舶等の労務に従事する。
技師（調理）	技師（調理）	調理員	上司の命を受け、炊事等の労務に従事する。
技師（農場業務）	技師（農場業務）		上司の命を受け、農耕等の労務に従事する。
技師（機械操作）	技師（機械操作）	技能員	上司の命を受け、機械操作等の技能的労務に従事する。
技師（寮母）			上司の命を受け、収容者の介護及び指導に従事する。

技　　師（看護補助）			上司の命を受け、軽易な看護の補助的業務に従事する。
技　　師（試験検査補助）			上司の命を受け、試験、研究又は検査の補助的業務に従事する。
技　　師（獣疫衛生）			上司の命を受け、狂犬病予防等の労務に従事する。
	技　　師（実験補助）		上司の命を受け、実験の補助的業務に従事する。

（注）任命権者別には、それぞれ次の規則で当該職についての規定をしている。

知 事 部 局　……　行政組織規則（昭和３５年宮城県規則第７６号）

教育委員会　……　宮城県教育委員会行政組織規則（昭和４１年宮城県教育委員会規則第４号）

警 察 本 部　……　宮城県警察組織規則（昭和３７年宮城県公安委員会規則第２号）

３　技能労務職員の給与に関する具体的な定め

給与条例第２５条の規定に基づき、各任命権者においては、次の訓令又は規則により、技能労務職員の給与に関する具体的な定めをしている。　条例第２５条第３項

これらの訓令又は規則は、各任命権者が技能労務職員の給与に関する具体的な定めをする場合においては知事と協議をしなければならないこととされており、内部的には、知事部局における「技能労務職員の給与に関する規程」（以下「規程」という。）を基本とし、他の任命権者においては、規程に準拠した定め方をしているか、規程の例によっているかのいずれかである。

知 事 部 局　……　技能労務職員の給与に関する規程（昭和３２年宮城県訓令甲第２６号）

教育委員会　……　宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則（昭和３２年宮城県教育委員会規則第１１号）

警 察 本 部　……　県警察に勤務する技能労務職員の給与に関する規程（昭和３２年宮城県警察本部訓令第８号）

なお、これらの訓令又は規則の適用職員の範囲は、それぞれの訓令又は規則により、前記２の「技能労務職員の範囲」の表に掲げた職及びこれらの職（巡視長を除く。）ごとの主任の職名を有する者としている。　規程第１条第２項

４　給料関係

（１）給　料　表

給料表は、５級制をとっている。（参考資料１参照）　規程第２条別表第１

（２）職務の級の決定基準　規程第２条の２

給料表に定める職務の級に分類する基準となるべき標準的な職務の内容は、次のとおりとなっている。　別表第２

○　級別標準職務表（知事部局の例）

職務の級	標　準　的　な　職　務
1　級	技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務
2　級	技能又は経験を必要とする業務を行う技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務
3　級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務
4　級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務
5　級	1　巡視長の職務 2　技師（運転技術主任）、技師（巡視主任）等の職務

（3）初任給決定の基準

初任給については、次の初任給基準表に定める号俸とする。経験年数を有する場合には、一般職員に準じ、当該経験年数を調整し、上位の級号俸に決定することができる。　規程第３条第２項　別表第３

○　初任給基準表（知事部局の例）

職　種	学　歴	初　任　給
技師（運転技術）、技師（電話交換）、技師（巡視）、技師（機械操作）、技師（寮母）、主事（事務補）、技師（庁務）、技師（甲板業務）、技師（調理）、技師（農場業務）、技師（看護補助）、技師（試験検査補助）及び技師（獣疫衛生）	高校卒	１級２１号俸
	中学卒	１級９号俸

（注）１　知事部局においては、船舶に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員の初任給基準について、規程別表第３備考及び令和４年宮城県訓令甲第３号附則第２項から第４項までに具体的に定められている。

２　教育委員会においては、宮城丸に乗り組む者の初任給基準について、宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則第３条の２及び令和３年宮城県教育委員会規則第５号附則第２項から第５項までに具体的に定められている。

（4）昇　　格

技能労務職員の昇格の場合の給料月額については、規則７―３３第２３条の規定を準用することとしており、この場合において、同条第１項中「別表第７」とあるのは「技能労務職員の給与に関する規程（昭和３２年宮城県訓令甲第２６号）別表第４」と読み替えるものとしている。　規程第３条第３項

５　手　当　関　係

（１）給料の調整額

給料の調整額は、別表第１に掲げる勤務箇所に勤務する技能労務職員に支給する。　規程第４条

その１　知事部局

○　支　給　額

調　整　基　本　額 （別表第５の２、別表第５の３）	×	調 整 数 （別表第５）

別表第５　給料の調整額表

勤 務 箇 所	職　　員	調整数
中央児童相談所	(1) 一時保護の業務に従事することを本務とする技師（寮母）及び技師（看護補助）	3
	(2) 一時保護の業務に従事することを本務とする職員のうち、(1)に掲げる職員以外の職員	1
さ わ ら び 学 園	全職員	1
水 産 林 政 部 水 産 業 振 興 課	漁業取締船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員	１．５
水産技術総合センター	漁業調査指導船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員	1

別表第５の２　調整基本額表

職務の級	調整基本額
１　　級	６，１００円
２　　級	７，５００円
３　　級	８，６００円
４　　級	８，８００円
５　　級	９，８００円

別表第５の３　調整基本額表

職務の級	調整基本額
１　　級	５，９００円
２　　級	６，２００円
３　　級	６，７００円
４　　級	７，４００円
５　　級	８，３００円

（注）１　定年前再任用短時間職員には別表第５の３の調整基本額を、それ以外の職員には別表第５の２の調整基本額を適用する。

２　その他、定年前再任用短時間勤務職員等の給料の調整額の取扱いについては、一般職員の例によることとする。

３　調整基本額が給料月額の１００分の４．５を超えるときは、給料月額の１００分の４．５ に相当する額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

４　給料の調整額が給料月額の１００分の２５に相当する額を超えるときは、給料月額の１００分の２５に相当する額 を給料の調整額とする。

５　給料の調整額について、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

その２　教育委員会

宮城丸に乗り組む者の職務に応じて規程別表第５の２に掲げる調整基本額に１．５を乗じて得た額

規則（昭和３２年教育委員会規則第１１号）第３条の３

（２）特殊勤務手当

技能労務職員に支給する特殊勤務手当の種類、支給要件及び支給額は、次の表に掲げるとおりであり、その支給方法等は、一般職員の例による。 規程第５条

（注）次の表の支給要件中「条例」とは、職員の特殊勤務手当に関する条例をいう。

その１　知事部局

特殊勤務手当の種類	支給要件	支給額	
県税事務従事手当	県税事務所に所属する技師（運転技術）及び主事（事務補）が、条例第３条第１項第１号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日１日につき 650円	規程第６条
技術者養成業務手当	農業大学校に所属する技師（農場業務）が、条例第５条第１項第２号に規定する業務の補助業務に従事したとき	別表アに掲げる額	規程第７条
家畜取扱手当	畜産試験場に所属する技師（農場業務）が、条例第６条第１項第２号に規定する作業に従事したとき	作業に従事した日１日につき 種畜を御する作業 300円 家畜のと殺・解体の作業 400円	規程第８条
船舶乗組手当	一般職員と同じ （条例第７条第１項）	（条例第７条第２項の額）	
防疫等作業手当	一般職員と同じ （条例第１１条第１項）	（条例第１１条第３項の額）	
精神保健業務手当	保健福祉部精神保健推進室又は保健福祉事務所に所属する技師（運転技術）が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第２９条第１項又は第２９条の２第１項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送の業務に従事したとき	業務に従事した日１日につき 400円	規程第９条
有害物等取扱手当	農業・園芸総合研究所又は古川農業試験場に所属する職員が、条例第１３条第１項第１号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日１日につき 300円	規程第１０条
	保健環境センター又は産業技術総合センターに所属する職員が、条例第１３条第１項第２号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日１日につき 300円	
野犬等取扱作業手当	保健福祉事務所又は動物愛護センターに所属する技師（獣疫衛生）が、条例第１４条第１項に規定する作業（当該作業の補助作業を含む。）に従事したとき	作業に従事した日１日につき 犬又は猫の殺処分の作業 450円 犬の捕獲、抑留又は引取りの作業 350円	規程第１１条

立入検査等業務手当	環境生活部環境対策課、食と暮らしの安全推進課、循環型社会推進課、保健環境センター又は保健福祉事務所に所属する職員が、条例第１５条第１項第２号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日１日につき 300円	規程第１２条
	計量検定所に所属する技師（運転技術）及び主事（事務補）が、条例第１５条第１項第４号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日１日につき 300円	
死体処理手当	一般職員と同じ （条例第１６条第１項）	業務に従事した日１日につき 解剖の補助作業 3,200円 清拭等の作業 1,000円	
特殊現場等作業手当	① 畜産試験場、土木事務所又はダム総合事務所に所属する技師（運転技術）が、別表イに掲げる特殊自動車を運転する業務に従事したとき	除雪又は雪上輸送の業務 業務に従事した日１日につき 600円 上記以外の業務 業務に従事した日１日につき 250円	規程第１３条
	② 条例第１８条第１項第１号に規定する公所に所属する職員が、同号に規定する業務又はその補助業務に従事したとき	業務に従事した日１日につき 350円	
	③ 条例第１８条第１項第２号に規定する公所に所属する職員が、同号に規定する作業（当該作業の補助作業を含む。）に従事したとき	作業に従事した日１日につき 350円	
	④ 条例第１８条第１項第３号に規定する公所に所属する職員が、同号に規定する業務に従事したとき	業務に従事した日１日につき 300円	
災害応急作業等手当	一般職員と同じ （条例第２０条第１項）	作業に従事した日１日につき 巡回監視 350円 応急作業等 530円 夜間作業（日没時から日出時までの間）の場合は、50/100加算 噴火による災害状況の調査等 910円 警戒区域内の場合は 100/100加算	規程第１４条

（注）併給禁止

1　特殊現場等作業手当のうち①の手当を支給される日には、②及び③の手当は支給しない。　規程第１３条第３項

2　災害応急作業等手当の支給される日には、特殊現場等作業手当のうち、③の手当は支給しない。　規程第１４条第２項

３　上記に定めるもののほか、併給の禁止については、一般職員の例による。　規程第１４条第３項

その２　教育委員会　規則（昭和３２年教育委員会規則第１１号）第４条

特殊勤務手当の種類	支　給　要　件	支　給　額
船舶乗組手当	一般職員と同じ （条例第７条第１項）	（条例第７条第２号の額）
夜間課程勤務手当	一般職員と同じ （条例第２２条第１項）	業務に従事した日 １日につき　190円

（別　表）

ア　技術者養成業務手当（勤務１日につき）

職務の級又は職務の級の号俸の区分	手　当　額
１級	200円
２級のうち１６号俸以下	250円
２級のうち１７号俸以上又は３級	350円
４級以上	400円

イ　特殊自動車の種類　規程別表第６

トラクタ	ブルドーザ	パワーショベル
ロード・ローラ	グレーダ	ロード・スィーパー
ロータリー除雪車	プラウ付除雪車	雪上車

（３）期末手当・勤勉手当

技能労務職員に支給する期末手当・勤勉手当の支給範囲及び支給額は、一般職員の例によるものであるが、算定基礎額につき加算を受ける職員の加算割合については、次の表に掲げるとおりである。　規程第１５条第３項、第４項

職　員	加算割合
職務の級５級の職員	$\frac{10}{100}$
職務の級３級又は４級の職員のうち、基準日現在（注１）の経験年数（注２）が１９年（新高３卒）以上の職員	$\frac{5}{100}$

備考　職員欄の経験年数に付された括弧内に定める学歴区分（人事委員会規則７―３３（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第３に定める学歴区分をいう。）以外の学歴免許等の資格を有する職員については、同規則別表第５の修学年数欄に掲げる年数に応じ、経験年数の調整を行うものとする。

（注１）基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員にあっては、退職した日又は死亡した日現在

（注２）ここでいう経験年数とは、規則７―３３に規定する級別資格基準表の適用に係る職員の経験年数（規則７―３３第８条の規定に基づき経験年数の調整を受ける職員にあっては、その調整前の経験年数）をいう。

６　そ　の　他

前記４及び５のほか、技能労務職員の給与の取扱いについては、一般職員の例によることとしている。

規程第１５条第１項